

大和町第五次総合計画（素案）及び大和町第五次国土利用計画（素案）に対する パブリックコメント募集要領

〔 令和3年12月24日
大和町まちづくり政策課 〕

本町ではこれまで、大和町第四次総合計画に基づき、宮城県が掲げる富県宮城の一翼を担う「みやぎの中核都市・大和」の実現に向け、皆さんのが誇りと愛着を持って住み続けられるまちづくりを進めてまいりました。

大和町第四次総合計画は、令和5年度までを目標年次として計画を進め、産業集積による人口増加や市街地の整備などにより町は飛躍的に発展してきました。しかし一方で、既成市街地の活力の低下や地域人口の偏りといった課題も顕在化してきており、今後の町の発展のためには、産業のさらなる活性化や市街地のにぎわい創出をはじめ、地域の特性を活かした施策を打ち出していく必要があります。

大きく変化する社会的な潮流に的確に対応するため、計画期間を2年前倒しして「大和町第五次総合計画」並びに「大和町第五次国土利用計画」を策定することとし、現在作業を進めています。

これらの計画の策定にあたり、町民に対する情報提供とともに、計画に対する意見を聴取する機会を保障し、策定段階で町民の意見を配慮することにより公平性の向上を図るため、以下の要領により町民の皆さんのご意見（パブリックコメント）を募集します。

1. 計画の名称

- (1) 大和町第五次総合計画（素案）
- (2) 大和町第五次国土利用計画（素案）

2. 意見の募集期間

令和3年12月24日（金）から 令和4年1月24日（月）まで

3. 計画の公表

- (1) 大和町ホームページ
- (2) 役場庁舎2階まちづくり政策課窓口
- (3) ふれあいの杜
- (4) まほろばホール

4. 意見を提出できる方

- (1) 町内に住所を有する方
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人、法人、団体
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 町内の学校に在学する方
- (5) この計画に利害関係を有する方

5. 意見の提出方法及び提出先

所定の様式に記入し、持参、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかの方法で提出してください。

- (1) 持参の場合：大和町役場まちづくり政策課（役場庁舎2階）
- (2) 郵送の場合：〒981-3680 大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1
大和町まちづくり政策課 宛
- (3) ファックスの場合：022-345-4852
- (4) 電子メールの場合：seisaku@town.taiwa.miyagi.jp

6. 提出された意見の公表

提出いただいたご意見は、町の意見を付して、住所・氏名を除き、町のホームページで公表します。（個人情報は、厳正に管理し、この目的以外に使用することはありません。）

7. 留意事項

- (1) 本計画（素案）に対するご意見は、所定の様式によることとし、電話又は口頭でのご意見はお受けできません。
- (2) 匿名のものや、計画（素案）と直接関係のないご意見、賛否の結論だけを示したと判断されるような内容については、意見として取り扱いできません。
- (3) 提出いただいたご意見に対する個別の回答は行いません。
- (4) 提出されたご意見の原稿は返却しません。
- (5) 意見書を郵送で提出された場合の郵送料は自己負担になります。

※お問い合わせ先

大和町役場 まちづくり政策課

電 話：022-345-1115

ファックス：022-345-4852

電子メール：seisaku@town.taiwa.miyagi.jp